

# アンチ 治安弾

いよいよ判決

がれき焼却説明会弾圧

昨年十一月十三日、大阪市が主催した「がれき広域処理に関する説明会」に抗議した三人が逮捕起訴された。それぞれ身体を張って原発に反対してきた市民だ。そのうちのPさん、Uさんに對し十一月二十八日に判決が出される。もう一人のHさんはJR大阪駅前の街宣活動弾圧でも起訴されて

おり、それと併せて後日、判決が出される。

燃やしてはいけない  
がれき焼却阻止は当然

がれきというものは通常のがれきであっても焼却してはいけない。なぜならアスベストや六価クロム、ヒ素などが含まれて、燃やせば大気や水、土を汚染するからである。その上に東北のがれきは福島第一原発の苛酷事故により放射性物質に汚染されている。燃やせばどんな健康被害があるかわからない。

3・11以後政府は震災がれきを産業廃棄物に

含め八千ベクレル/kgまで大丈夫とした。原発から廃棄されるものは以前と変わらず百ベクレル/kgだから八十倍に基準を緩めたのだ。これで大丈夫と言われても信用できるはずがない。焼却阻止に立ち上がったのはまったく正当な行為である。

もしこれで有罪になったら、市民は行政にたいして何も言えなくなる。

Aさん逮捕に抗議して逮捕されたMtさん

昨年十月五日関電前、「ころび公妨」で逮捕されたAさんは八月二六日に無罪勝ちとる。しかし、

検察は控訴。十月二十一日にはMtさんの公判が始まった。検察はAさんでつち上げストーリーをそのまま踏襲した起訴状を読み上げ、Aさん護送車両のミラーが外れたのを「器物損壊」とした。Mtさんは無罪を主張。

第二回公判では検察、弁護側双方の証拠画像を再生。次回は警察官が証人。ぜひ注目と支援を！

(アート・アド分会 N)

がれき説明会弾圧裁判  
(判決)  
十一月二十八日(木)  
午後一時半

大阪地裁二〇一号法廷

関電前弾圧Mtさん裁判

十一月十一日(月)、  
二十五日(月)

いづれも午後二時、  
大阪地裁一〇〇四号法廷